

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 2 8 日 作成

法 令 名：風営適正化法
抛 抛 条 項：第 3 1 条の 2 3 において準用する第 5 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 規則第 1 条（許可証再交付申請書の提出） ・ 規則第 8 0 条において準用する第 1 2 条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：